

ICキャッシュカード特約

1. (この規定の取引における契約の成立)

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

1. の 2 (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するキャッシュカードのうち、ICチップが付加されたキャッシュカード(以下「ICキャッシュカード」といいます。)を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は当金庫キャッシュカード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫キャッシュカード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫キャッシュカード規定により取り扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫キャッシュカード規定の定義によるものとします。

2. (キャッシュカードのご利用)

- (1) ICチップでのお取引は、当金庫所定の自動預入支払機(以下「自動機」といいます。)をご利用いただけます。
- (2) 磁気ストライプでのお取引は、前記(1)以外の自動機でご利用いただけます。

3. (ご利用期限)

- (1) ICキャッシュカードのご利用期限は5年で、ICキャッシュカード券面上に表示された有効期限年(西暦下2桁)及び月の末日までです。
- (2) 当金庫は前記(1)で定めるICキャッシュカードの有効期限が到来する前に、有効期限を更新した新しいICキャッシュカードをお届けのご住所に送付いたします。この場合、旧ICキャッシュカードは当金庫へ返却していただくか、ご本人の責任においてICチップ部分・磁気ストライプ部分を細かく裁断の上破棄して下さい。

4. (ご利用限度額)

- (1) 磁気ストライプ及びICチップでの1日あたりのご利用限度額は、当金庫が定めた金額の範囲内で変更いただけます。

5. (ICキャッシュカード発行手数料)

- (1) ICキャッシュカードの新規発行・切替・再発行及び前記3(1)のICキャッシュカードの有効期限到来にあたり、当金庫がインターネットまたはその他相当の方法で公表している預金機の利用に関する手数料(以下「手数料」といいます。)が必要となります。当金庫は手数料をカード申込口座兼カード発行手数料引落口座から、預金通帳及び払戻請求書の提出なしに、当金庫所定の日に引落させていただきます。
- (2) 当金庫所定の期間を経過しても、手数料の引落ができない場合には、ICキャッシュカードの利用を停止させていただきます。

6. (その他)

- (1) ICキャッシュカードの商品内容、手数料等について、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合、店頭表示等の方法で公表し変更することがあります。
- (2) ICキャッシュカード利用は当金庫が必要と認めた場合、いつでも利用停止できるものとします。これらの場合、個別に通知はいたしません。

7. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上
(R2. 4. 1. 改定)